

戸田市立福祉作業所ゆうゆう及び戸田市立福祉作業所かがやき
指定管理者候補者の選定結果について

戸田市福祉部障害福祉課

令和2年7月7日から令和2年8月11日まで募集を行った戸田市立福祉作業所ゆうゆう及び戸田市立福祉作業所かがやきの指定管理者については、戸田市議会12月定例会の議決を経て指定しました。

つきましては、指定管理者候補者の選定に当たっての経緯等について公表いたします。

1 戸田市立福祉作業所ゆうゆう及び戸田市立福祉作業所かがやき指定管理者について

指定管理者：社会福祉法人 戸田わかき会
戸田市大字新曽1522番地の1
理事長 横山 ユタカ

2 指定の期間について

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

3 応募の状況について

応募申請団体数 令和2年8月11日締め切り 1団体

4 指定管理者候補者の選定について

(1) 選定基準

ア 審査基準

- ① 市民の平等な会館の利用を確保することができるものであること。
- ② 関係する法令の規定を遵守し、適正に施設の運営を行うことができること。
- ③ 施設の設置の目的を効果的に達成し、効率的な運営を行うことができること。
- ④ 指定管理業務を安定して行う経営基盤を有していること。
- ⑤ 施設の管理運営業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができること。

イ 審査項目

- ① 市が設置する公の施設としての役割を適切に担うことができるか。
- ② 利用者本位の柔軟なサービスが提供されているか。
- ③ 市民の平等利用確保への配慮がされているか。
- ④ 効果的かつ効率的な管理を実施できるか（貸館部門）。
- ⑤ 効果的かつ効率的な管理を実施できるか（維持管理部門）。
- ⑥ 法人等の経営基盤が安定しているか。
- ⑦ 個人に関する情報の適正な取扱いは確保されているか。
- ⑧ 指定管理業務に係る市の委託料は適切な額か。

- ⑨ 自主事業の計画は妥当か。
- ⑩ 環境等に配慮した運営方法となっているか。

(2) 選定委員会の委員

- ・市職員 3名
- ・学識経験者 2名 (計5名)

(3) 第1次審査について

審査基準に基づき、資格・書類審査を実施しました。

- 審査結果
応募者1団体中、1団体を第2次審査対象団体としました。

(4) 第2次審査について

プレゼンテーション及び選定委員によるヒアリング等による審査を実施しました。

- 審査結果
・採点結果

施設名	委員平均合計	得点率
ゆうゆう かがやき	143.8点/185点	78% (基準評価値 60%以上)

(5) 選定理由

提出された申請書類を選定基準に基づき総合的に審査した結果、基準評価値を超えていた。

また、当施設における指定管理者の実績があるとともに、提案内容が適当であり、施設の管理運営を安定的に行える能力を有すると判断した。

5 指定管理者候補者の主な提案内容

(1) 指定管理業務を行うにあたっての基本方針

- ・法人基本理念
「ノーマライゼーションの実現をめざします。」
「一人ひとりが豊かに暮らせる豊かな地域社会の実現をめざします。」
- ・ゆうゆう事業運営方針
「主体性、自己選択を尊重し、利用者一人ひとりの人権を大切にします。」
「利用者の持つ力、可能性を伸ばし、みんなが協力し合い、誇りを持って働き、生活できるよう支援します。」
「ノーマライゼーションの理念に基づき、一人ひとりが支え合い、豊かに暮らせる地域づくりに努めます。」
- ・かがやき事業運営方針
「ノーマライゼーションの理念にもとづいた地域づくりを行います。」
「利用者の主体性と自主性を大切にし、自分で考えて選択できる力を養います。」

「互いに協力し、支えあいながら施設運営に努めます。」

「障害者が安心して働くことができる、快適な施設環境を提供していきます。」

(2) サービス等を向上させるための方策

- ・利用者及びその家族の思いに寄り添った支援を実施する
- ・利用者のやりがいとそれに見合った工賃の支払いが実現するよう、売り上げ確保に努める
- ・法人内研修等により、質の高い職員の育成を図り、長く働き続けられる環境を提供する

(3) 施設・整備の維持管理計画

利用者が安全に、快適に施設を利用できるよう、清掃・消毒・設備保守点検・警備について、業者委託による実施のほか、一日に1回以上の巡回警備を実施する。

(4) 管理執行体制

同一法人による指定管理である利点を活かし、幅広いサービスの提供と就労機会の拡大を図る。

(5) 指定期間5年間の計画

障害者を取り巻く環境は変化しているが、第3期までの運営における取組を継続し、就労を通じて利用者の自己実現を図り、暮らしを支えていく。